

時間外保育職員(非常勤)の待遇改善に関する陳情

[願意]

2020年度から施行される会計年度任用職員制度導入に際し、時間外保育職員(非常勤)の単価が206円(月額27,000円相当)減額の提案がされています。
これは、月例給が大幅に引き下がり生活に重大な支障を来すため、現行賃金水準の維持、及び、少なくとも必要な激変緩和措の措置を講じることを求めるものです。

記

1. 現行と比べたときに収入がマイナスになる月がないように、激変緩和措置の月数を延長するか、期末手当を単価に割り返してください。

[理由]

本年4月下旬、会計年度任用職員移行に際し、時間外保育職員の単価は現行より206円減額する提案がありました。これは月額で約27,000円に相当します。

2ヶ月間余りというあまりに短い交渉の末、2020年度4月5月分は現行単価で支給する「緩和措置」が提示されましたが、6月に期末手当が支給されても12月以前までに減額する月が発生してしまいます。

年収で増額するので改善となるとの説明でしたが、長年にわたって月収だけで生活を立ててきた私たちにとっては大きな支障をきたします。年収での調整ではなく、「月々の生活給」として考えて欲しいのです。

時間外保育職員(非常勤職員)は、月～土曜の勤務で休みは日曜祝日のみ、また朝と夕方一日2回出勤という「変則勤務」のため、希望する人が少なく採用困難職種となっています。

その中で時間外保育職員は、毎日多くの保護者と対応しています。さらに、正規保育士がシフト勤務のため、保護者からは「担任の先生にはなかなか会えないけれど、いつも同じ時間外の先生がいてくれるので親子で安心できる」との声を頂き信頼関係を築いています。このように、保育園 12 時間開所は時間外保育職員がいなければ成り立ちません。

時間外保育職員を守ることは、船橋市の保育と子どもたちの未来を守ることに繋がります。10 月より「保育無償化」が始まれば、さらに保育園の需要が増すと考えられます。国が保育にかかわる職員の待遇改善を進める中、船橋市は時間外保育職員が採用困難職種と認めながら、なぜ社会の動きに逆行するような事を、弱い非正規職員に押しつけるのでしょうか。

市の保育事業充実のためにも時間外保育職員の待遇を見直して頂くことを強く望みます。

以上